

令和4年度「赤渋レンコン(仮称)」に対するブランディング業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、令和4年度「赤渋レンコン(仮称)」に対するブランディング業務（以下「本業務」という。）について、随意契約の相手方を選定するにあたりプロポーザルを実施し、応募した者の中から業務受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 公募の概要

(1) 業務名

令和4年度「赤渋レンコン(仮称)」に対するブランディング業務委託

(2) 業務内容

別紙『令和4年度「赤渋レンコン(仮称)」に対するブランディング業務委託仕様書』（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

(4) 提案上限額

3,019,500円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要である。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（更生開始の決定を受けている者を除く。）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (3) 代表者及び役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号に規定する者に該当しないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 過去5年以内に茨城県内においてブランディング業務の実績を有する者であること。

#### 4 問い合わせ・書類提出先

〒315-0035

茨城県石岡市南台 3-21-14

新ひたち野農業協同組合

営農経済部 担当：戸塚

電話：0299-56-5802

FAX：0299-56-5803

E-mail：ja569.einoukeizaibu@ja-ibaraki.jp

#### 5 契約候補者選定スケジュール

No	期間	内容
1	令和4年6月21日(火)	企画提案書等受付開始
		質問受付開始
2	令和4年6月28日(火)	事前説明会
3	令和4年7月6日(水)	質問受付締切
4	令和4年7月13日(水)	質問に対する回答
5	令和4年7月20日(水)	企画提案書等受付締切
6	令和4年7月25日(月)	審査会(予定)
7	令和4年7月27日(水)	審査結果の通知(予定)
8	通知を受けた日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内	非選定理由の説明請求

#### 6 質問の受付及び回答

本要領及び仕様書等に関する質問は、次により行う。

##### (1) 提出方法

質問書(様式第1号)に質問事項を記載の上、電子メールで「4 問い合わせ・書類提出先」に記載の電子メールアドレスに送付するとともに、電話による着信確認をすること。

##### (2) 受付期間

令和4年6月21日(火)から令和4年7月6日(水)17時まで

##### (3) 回答方法

提出された質問への回答は、全ての質問について取りまとめ、質問及び回

答を、新ひたち野農業協同組合ホームページで公表する。但し、公表に際しては、事業者名（質問者名）は公表しない。

## 7 事前説明会の開催

### (1) 内容

本ブランディング業務で求めていることを正確に伝えるため、仕様書に記載した内容の説明等を行う。なお、事前説明会に不参加の場合でも、本公募型プロポーザルに参加可能であり、審査の際に影響はない。

### (2) 開催日時

令和4年6月28日(火) 13時30分 開始

場所：〒311-3436

茨城県小美玉市上玉里 1046

新ひたち野農業協同組合 玉里営業所2階 会議室

### (3) 参加申し込み方法

事前説明会参加申込書（様式第4号）に必要事項を記載の上、電子メールで「4 問い合わせ・書類提出先」に記載の電子メールアドレスに送付するとともに、電話による着信確認をすること。

## 8 企画提案書等の提出

企画提案書等は、次のとおり提出すること。

### (1) 提出書類及び提出部数

- ①令和4年度「赤渋レンコン(仮称)」に対するブランディング業務委託に係る企画提案提出書（様式第2号）
- ②企画提案応募資格に係る宣誓書（様式第3号）
- ③企画提案書（任意様式）
- ④業務工程表（任意様式）
- ⑤業務実績書（任意様式）
- ⑥参考見積書（任意様式）

※①～⑥の資料を1冊にまとめ、正本1部（代表者印押印のもの）、副本14部（正本の写し）、合計15部を提出すること。なお、正本にカラー印刷を含む場合は、副本もカラー印刷とすること。

### (2) 受付期間

令和4年6月21日(火)から令和4年7月20日(水)まで（茨城県の休日を含める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する茨城県の休日（以下「休日」という。）を除く。）でいずれも午前9時から17時まで（ただし、12時から13時を除く。）とする（郵送の場合は必着）。

### (3) 提出方法

「4 問い合わせ・書類提出先」まで持参又は郵送（簡易書留に限る。）とする。

### (4) 提出書類作成の留意事項

「(1) 提出書類及び提出部数」については、次の事項を遵守すること。

- ① 企画提案は、1者1提案とする。
- ② 「企画提案書」は、A4版（縦・横どちらも可）、両面印刷、文字サイズ11ポイント以上、30ページ（15枚）以内、下部中央にページ番号を記入し、長辺を綴じること。なお、一部、A3版を使用する必要がある場合は、片面印刷として片袖折にして綴じ込むこと。但し、A3版1枚につき、2ページ分とみなすものとする。
- ③ 「企画提案書」の作成は、次の事項を満たすものとする。
  - ア 表紙及び目次を付すこと。この場合、ページ数の算定には含めない。
  - イ 別紙「仕様書」等を踏まえ、事業者の識見を活かした具体的な支援内容について記載すること。
  - ウ その他、提案事項や特にアピールしたい事項を記載すること。
- ④ 「業務実績書」に記載する実績とは、過去5年間の茨城県内におけるブランディング業務を完了したものとする。
- ⑤ 「参考見積書」に記載する参考見積金額は、消費税及び地方消費税を含むものとし、見積額の積算根拠についても記載すること。

## 9 審査の手続き及び契約候補者の選定

### (1) 審査の手続き

令和4年度「赤渋レンコン(仮称)」に対するブランディング業務委託に係るプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設け、評価委員会は令和4年7月25日(月曜日)(予定)に審査会を開催する。審査会では、企画提案書の内容について、企画提案者が審査委員に対しプレゼンテーションを行い、審査委員は、提案の内容について、「令和4年度「赤渋レンコン(仮称)」に対するブランディング業務委託プロポーザル評価基準」に基づき評価を行う。当該結果を基に、新ひたち野農業協同組合蓮根部会玉里支部で、最も優れている提案者を第1優先交渉権者（契約候補者）とし、次点を第2優先交渉権者として選定する。

※審査会の日程は、企画提案書の提出締切後、審査委員会と提案者で調整を行う。

## (2) 契約候補者の選定

- ア 契約候補者となることができる最低基準点を70点以上とし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。
- イ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点のものを新たな契約候補者として手続きを行うものとする。
- ウ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。
- エ 本要領に示した参加資格がないと認められた者には、その旨及びその理由（以下「無資格理由」という。）を書面により通知し、その者が提出した企画提案書等は審査しない。この場合、通知を受けた者は、次のように無資格理由について説明を求めることができる。
  - a 通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
  - b aに対する回答は、原則として、その説明を求めることができる終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し、書面で行う。

## 10 審査結果の通知

審査結果については、結果に関わらず、令和4年7月27日（水曜日）（予定）に、令和4年度「赤渋レンコン(仮称)」に対するブランディング業務委託に係る企画提案提出書(様式第2号)に記載の電子メールアドレス宛てに通知する。

## 11 契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 9の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に当該提案者が契約候補者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式は任意。）により説明を求めることができる。

(2) 書面は持参又は郵送により提出する。

(3) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりである。

ア受付場所 「4 問い合わせ・書類提出先」に同じ

イ受付時間 いずれも9時から17時まで（ただし、12時から13時を除く。）

- (4) (1)に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対し、書面で行う。

- (5) 書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けない。

## 1.2 契約の締結

新ひたち野農業協同組合蓮根部会玉里支部は、契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を新ひたち野農業協同組合ホームページ上で公表する。なお、仕様については契約時に再度精査するものとする。ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「3 参加資格要件」に記載している要件を満たさなくなったとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと新ひたち野農業協同組合蓮根部会玉里支部長が認めたとき

## 1.3 留意事項

- (1) 提案に関して必要な費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提案者より提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 提出期限以後の企画提案書等の修正は認めない。
- (4) 提案書類は、本プロポーザルの実施のみに使用し、目的以外には使用しない。
- (5) 企画提案書において企業秘密に該当する部分については、企画提案書にその旨を明記する等明らかにすること。
- (6) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。
- (7) 審査結果の公表にあたっては、新ひたち野農業協同組合ホームページにおいて、第1優先交渉権者名及び審査結果の概要（合計点等）のみを公表する。

## 令和4年度「赤渋レンコン(仮称)」に対するブランディング業務委託仕様書

### 1 業務名称

令和4年度「赤渋レンコン(仮称)」に対するブランディング業務

### 2 目的

新型コロナウイルスに起因するまん延防止等重点措置や緊急事態宣言等発令されたことで、部会の主な販売先である飲食店等の業務需要が縮小した。その影響を受け、令和2年に約7.2億円あった部会販売金額は、令和3年度には約7億円に下落した。

販売金額向上のためには、従来中心だった業務需要に加えて、量販店等の小売向け需要を増大させる商品づくりと新たな販路の確保に取り組む必要がある。

そのため、「赤渋レンコン(仮称)」を夏秋期の小売向け新商品として広く定着させ、他産地レンコンとの差別化や販売額向上を図るため、「赤渋レンコン(仮称)」をブランド化する。

### 3 業務内容

#### (1) 「赤渋レンコン(仮称)」のブランドコンセプト、ブランド戦略の作成

- ・部会構成員等に対するヒアリング、カウンセリング等による現状把握、課題分析、取組の企画立案と実施、取組後の効果検証を行うとともに、随時コンサルティングを行う(毎月1回程度の定例会を開催する)。

※なお、作成されたブランドコンセプト及びブランド戦略、聞き取りによる意見要望など、本業務全般について資料としてまとめたものを作成し、随時、委託元と共有する。

#### (2) 上記ブランドコンセプト及びブランド戦略に基づく各種販促資材作成と

##### 活用方法指導

ア 上記、ブランドコンセプトを反映したネーミング、ロゴ作成

##### イ 赤渋レンコンのPR動画制作(2~5分程度のもとを2~3本)

- ・①「赤渋レンコン(仮称)」の特性紹介
- ・②生産組織の概要紹介
- ・③その他、「赤渋レンコン(仮称)」および生産組織のPRに必要な動画
- ・Youtubeチャンネル開設によるPR体制構築

##### ウ パンフレット作成

- ・委託者で加工編集が可能な形式により、データ納入も行うこと。

- ・ホームページ併用可能なものとする。
- エ チラシ作成(A4判両面)
  - ・委託者で加工編集が可能な形式により、データ納入も行うこと。
- オ ア～ウに用いる動画及び画像データ等収集および活用方法指導

※上記成果品の著作権は委託元に帰属する。また、委託者で加工編集が可能、またWEB上(HPやYouTube)で併用可能な形式により納入すること。

#### 4 委託期間

契約締結の日から令和5年2月28日まで

#### 5 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- ア 赤渋レンコン(仮称)のブランディングコンセプト及びブランディング戦略 一式
- ※カウンセリング等による分析結果など、本業務全般についての報告資料を含む。
- イ 赤渋レンコン(仮称)のブランディング戦略概要版 一式
- ウ ネーミング及びロゴ 一式
- エ 赤渋レンコンのPR動画(2～5分程度のもとを2～3本) 一式

※「赤渋レンコン(仮称)」の特性紹介及び、生産組織の概要紹介を内容に含む

※動画サイト(Youtube等)でも活用可能なものとする。

- オ パンフレット(仕上100\*100(100\*400)8P4色両面 4,000部)
- カ チラシ(A6判4P 4色両面) 1,000部
- キ 上記の電子データ 一式

※委託者で加工編集が可能、またホームページ併用可能な形式により納入すること

#### 6 受託者の責務

- (1) 受託者は、不測の事態により定められた期日までに業務を完了することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を委託者へ連絡し、その指示に従うものとする。
- (2) 受託者は、業務の過程において委託者から指示された事案については、迅速かつ的確に実施するものとする。
- (3) 受託者は運営内容に予測しない変更が生じた場合は、委託者と協議の上、これを解決するものとする。
- (4) 仕様書に記載のある事項について、実施できない又は記載された期限内の実行が遅延した場合などには違約金が発生する。額については委託者と協議の上決定する。

#### 7 著作権等

- (1) 第三者が権利を有する著作物(写真、音楽等)を使用する場合には、著作権、肖像

像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関する一切の手続を受託者において行うものとする。

- (2) 仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (3) 本事業で作成した成果物の著作権は、全て、委託者に帰属するものとし、これらの者が変種や改定等を行う場合には著作者人格権を行使しないこと。

## 8 秘密保持等

- (1) 本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報の開示、漏洩を防ぎ、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。

## 9 その他

- (1) 仕様書に定めのない事項又は記載内容に疑義が生じた場合は、速やかに委託者の指示を受けること。
- (2) 業務内容は、委託者と受託者が協議し、修正をする場合があるものとする。
- (3) この仕様書に定めるもののほか、必要な事項については協議の上決定するものとする。

## 10 特記事項

- (1) 作成・納品された著作物の著作権については、全て委託者に帰属することとし、あらゆる媒体において、委託者が自由に使用できるものとする。
- (2) 作成・納品された著作物は、委託者で加工編集が可能な形式により電子データでも提出すること。

## 11 補足事項

### (1) 赤渋レンコン（仮称）について

- ・通常、夏秋期に出荷されるレンコンは、「から刈り」と呼ばれる地上部茎葉を刈り取る作業を経て、レンコンの成長を止め、出荷部位である根部の呼吸を止めることで土中の酸化鉄（以下、赤渋）が根に付着することを抑えて、可能な限り白くしたレンコンを出荷する（赤渋の付着程度によってはメラミンスポンジ等でレンコンを磨く作業も追加される）。
- ・赤渋レンコン（仮称）は、から刈りを行わないレンコンのうち、特に赤渋が付着したレンコンの総称である。

- ・上述のから刈り作業を行わずに出荷するため、出荷直前までレンコンは成長を続けていることから、農家の経験上、日持ちやみずみずしさ、食感等が通常のレンコンよりも優れているとされてきた。それら経験則で評価されている特性を数字で裏付けるため、事務局による日持ち試験や外部委託による栄養成分分析試験を並行して行い、ブランディング戦略立案の根拠としていただく予定である。
- ・赤渋レンコン（仮称）の赤渋（酸化鉄）の付着度合いはほ場条件によってばらつきがある。そのため、から刈りをせずに収穫した場合でも、赤渋の付着が極端に少ないレンコンも存在するが、日持ち等の品質は、赤渋が付着したレンコンと同等である。
- ・から刈りを行わないことで、農家の作業労力とから刈りのための経費が大幅に削減されることから、赤渋の付着程度によらず、「赤渋レンコン（仮称）＝から刈りをしないレンコン＝夏秋期のれんこんの本来の姿」として、販売拡大できればと考える。

## （２）販売戦略について

- ・現状、量販店向けに出荷中であり市場評価農家評価ともに良好である。
- ・既存の取引先でまかなえているが、新規取引先への商談会を行う予定。
- ・GAPを求める売り先に「赤渋レンコン（仮称）＝から刈りをしないレンコン＝夏秋期のれんこんの本来の姿」をブランド化し併用してさらなる販路拡大予定。

## 質 問 書

新ひたち野農業協同組合  
蓮根部会玉里支部 宛て

事業者名  
担当者所属・氏名  
メールアドレス

令和4年度「赤渋レンコン(仮称)」に対するブランディング業務委託に係る公募型プロポーザルについて、下記のとおり質問します。

項 目	
内 容	

※ 質問内容は簡潔かつ具体的に記入すること。

提出先 新ひたち野農業協同組合営農経済部  
電子メール ja569.einoukeizaibu@ja-ibaraki.jp

## 令和4年度「赤渋レンコン(仮称)」に対するブランディング業務委託に係る企画提案提出書

新ひたち野農業協同組合  
蓮根部会玉里支部 宛て

所在地  
事業者名  
代表者氏名

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

### 記

#### 1 提案者の概要

事業所等所在地	〒 電 話 : F A X :		
事業者名	(フリガナ)		
設立年月日			
業種			
従業員数	人		
代表者 職・氏名			
主な事業内容			
担当者部署名		担当者	
担当者電話番号		E-mail	

#### 2 添付書類

- ・企画提案応募資格に係る宣誓書 (様式第3号)
- ・企画提案書 (任意様式)
- ・業務工程表 (任意様式)
- ・業務実績書 (任意様式)
- ・参考見積書 (任意様式)

## 企画提案応募資格に係る宣誓書

新ひたち野農業協同組合  
蓮根部会玉里支部 宛て

所在地

事業者名

代表者氏名

印

令和4年度「赤渋レンコン(仮称)」に対するブランディング業務委託に係る企画提案の応募に当たり、下記の全ての条件を満たし、本業務を的確に遂行するに足りる能力を有していることを宣誓します。

### 記

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者(更生開始の決定を受けている者を除く。)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)であること。
- (3) 代表者及び役員等(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号から第3号に規定する者に該当しないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 過去5年以内に茨城県内においてブランディング業務の実績を有する者であること。

【様式第4号】

令和 年 月 日

事前説明会参加申込書

新ひたち野農業協同組合  
蓮根部会玉里支部 宛て

事業者名  
担当者所属・氏名  
メールアドレス  
電話番号

令和4年度「赤渋レンコン(仮称)」に対するブランディング業務委託に係る事前説明会に出席します。

(参加者)

所属	氏名

提出先 新ひたち野農業協同組合営農経済部  
電子メール ja569.einoukeizaibu@ja-ibaraki.jp  
電話番号 0299-56-5802